3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案等の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。なお、工事目的物の変更を伴う技術提案は不採用とする。また、技術提案が不採用となった場合は、入札を辞退することができる。

⑵　技術提案等の評価項目及び評価指標　対象については可変式道路情報板設備とする。

【評価項目】

大項目　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　機器等の維持管理性向上に資する提案※１

小項目　機器等の維持管理性向上に資する提案

【評価指標】

維持管理性向上に資する具体的提案を判定方式で評価。

例）・定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性

・機器等の保守性の向上

・障害復旧の迅速性

・機器の長寿命化

予備品及び保守用品の追加納入に関する提案については評価対象外とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

【評価項目】

大項目　工事目的物の施工に関する事項

中項目　施工計画書の作成時に配慮すべき事項※２

小項目　施工計画書の作成時に配慮すべき事項

【評価指標】

施工計画書の作成時に配慮すべき事項を下記について判定方式で評価。

①　現場工事において、重量物（支柱、情報板本体）の搬入・据付時の安全確保※６

②　機器製作から現場工事までの間において、主要機器の試験調整工の品質確保。なお、他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

【評価項目】

大項目　工事目的物の保証に関する事項

中項目　保証条件等

小項目　無償修理保証※３の期間及び保守部品の供給保証期間※４

【評価指標】

標準案に対する無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。なお、評価の上限はいずれも20年とし、上限を上回る提案は上限で評価する。

（標準値：２）

（無償修理保証期間（１年）×１）＋（保守部品の供給保証期間（５年）×0.2）

【評価項目】

大項目　中日本高速道路株式会社への貢献度※５

中項目　中日本高速道路株式会社への貢献度

小項目　中日本高速道路株式会社への貢献度

【評価指標】

中日本高速道路株式会社が発注した指名型見積協議方式又は特命型見積協議方式により、しゅん功した工事実績（工種は問わない。）　指名型見積協議方式又は特命型見積協議方式による施工実績を判定方式で評価

有：実績有り

無：実績無し

数値方式　評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。

なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い評価数値を採用する。

判定方式　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可、又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。

なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い判定結果を採用する。

優　：標準案に比べ、非常に優れているもの。

良上：良に比べ、やや優れているもの。

良　：標準案に比べ、優れているもの。

良下：標準案に比べ、やや優れているもの。

可　：標準案又は標準案と同等であるもの。

※１　評価項目（中項目）「機器等の維持管理性向上に資する提案」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。

・提案数は、最大３提案までとする。

・３提案のうち１提案に記載できる提案内容は、２行以内、１行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。２行を超える技術提案又は１行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。

・３提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

※２　評価項目（中項目）「施工計画書の作成時に配慮すべき事項」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。

・設計図書に示す施工をする上で、配慮すべき事項として着眼点が適切かつ具体的に記載されているかを評価する。

・提案数は、最大２提案までとする。

・２提案のうち１提案に記載できる提案内容は、２行以内、１行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。２行を超える技術提案又は１行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。

・２提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。

※３　無償修理保証の内容は、保証対象外となる下記の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用とする。ただし、故障や損傷の際に、道路交通の安全確保のため中日本高速道路株式会社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用を除く。

・使用上の誤り並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。

・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。

・他の機器に起因して受けた故障や損傷。

・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷。

・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。

・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。

・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。

・各部の通常の使用による汚れ。

※４　保守部品の供給保証期間の提案は、標準仕様書の規定に基づいた期間について、受渡日からの期間とする。